

平成28年（ワ）第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ／大江紀洋／村中璃子

求釈明書（2）に関する意見書（2）

平成29年2月13日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、平成28年12月26日付け求釈明書（2）に関し、下記のとおり、意見を述べる。なお、略語等は従前の例による。

記

原告池田修一は、被告村中璃子の平成28年12月26日付け求釈明書（2）（以下「求釈明書（2）」という。）に関し、平成29年1月10日付け原告準備書面（1）において、具体的根拠を何ら示すことなく、「原告は、この求釈明に回答する必要性はないと思料する。」と主張する。また、原告池田修一は、平成29年2月6日付け原告準備書面（2）において、「本件各記事の内容が真実であると主張するのであれば、端的に、本件各記事作成にあたっての調査・取材内容を証拠に基づいて主張すれば足りるはずであり、実験内容に関する求釈明は不要であり、回答する必要もない。」（同10頁末尾から5行～3行）と主張する。

しかしながら、本件訴訟において争点となるのは、本件各記事において摘示された事実、及び、本件各記事における意見ないし論評の前提とされている事実が、（些末な部分ではなく）重要な部分について真実であるか否かである（最高裁平成9年9月9日判決ご参照）。当該争点においては、本件マウス実験のデザイン、実験経過、実験結果のみならず、平成28年3月14日及び3月16日時点の本件マウス実験に関する原告池田修一の認識が問題となることから（平成29年1月6日付け被告村中璃子準備書面（1）3頁～5頁記載の本件各前提事実ご参照）、求釈明書（2）記載の各求釈明事項が当該争点と関連性を有することは明らかである。

本件研究に関しては、平成28年11月24日、厚生労働省が、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の声明を発表しており、専門家からも、「日本のみならず世界医学史上に残る大スキャンダル」と評価され、「池田氏はHPVワクチンで神経系の副作用が起きるという結論ありきでデータを集め、それを操作

し、印象強く発表しました」と指摘されている（丙6）ところである。

さらに、原告池田修一は、本調査委員会から（丙2）、（1）A教授（塩沢丹里教授）とともに、本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正または修正内容の公表の措置をとるよう求められているにもかかわらず、こうした措置を現時点に至っても行っておらず、（2）本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにするよう求められているにもかかわらず、これを行っておらず、（3）科学的な証明に耐えうる数のNF-kBp50欠損マウスを用意したうえで、子宮頸がんワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表を求められているにもかかわらず、いつからこうした検証実験を実施し、どのような方法で公表するのか、明確にしていない。

こうした原告池田修一の対応は、国民の税金を科学的に意味のない本件マウス実験に浪費し、その結果を誤った表現を用いて自ら本件成果発表会及び全国ネットのNEWS 23（TBSテレビ）で発表し、国民の誤解を招いたことに対する自身の重大な責任を全く顧みないものというべきであるが、加えて、原告池田修一は、平成28年8月17日付け訴状において、「被告村中らが問題としたマウスの血清と脳を使った実験は塩沢教授の分担研究報告であって、原告は塩沢教授の研究協力者にもなっておらず、同教授の研究内容及びマウスの血清と脳を使った動物実験に関与していない」（同訴状9頁12～15行）と主張し、平成29年2月6日付け原告準備書面（2）においても、「本件実験及び本件実験結果はA氏が行っており、原告は結果をA氏から聞いた程度であって、実験には全く関与していない。」（同原告準備書面（2）5頁6～7行）、「NEWS 23で放映された原告のコメント」に関し、「コメントの一部を抜粋して番組に使われ、原告が意図しない文脈で視聴者が報道内容を理解することがあったとしても、それは、報道機関（本件ではTBS）の責任であって、原告の責任ではない」（同原告準備書面（2）11頁末尾から2行～12頁2行）、「厚労省の対応は、公平を欠き、被告らに加担するものである。」（同原告準備書面（2）17頁15行）などと主張しており、研究代表者とし

て自ら発表した本件マウス実験に関する原告池田修一自身の責任を、塩沢教授、A氏、TBS、厚労省に一方向的に転嫁している。

原告池田修一は、平成28年3月16日の本件成果発表会（甲3、甲4）に先立ち、平成28年3月14日、全国ネットのNEWS23（TBSテレビ）の取材に応じ、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価し、下記のコメントのとおり、本件マウス実験について積極的かつ断定的な説明を行っており、メディア等に公開された本件成果発表会でも同趣旨の発言を行っている。

記

「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」

「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。」

このように、国民の税金を使った本件研究の研究代表者である原告池田修一自ら、積極的に、全国ネットのNEWS23（TBSテレビ）の取材、及び、本件成果発表会において、誤った表現を用いて発表を行い、国民の誤解を招いたものであって、当時、原告池田修一が、信州大学の副学長兼医学部長兼第三内科教授という重要な地位にあったことに照らせば（本件各記事の公表後、原告池田修一は、信州大学の副学長、医学部長及び第三内科教授をいずれも退任している。）、原告池田修一の責任が重大であることはいうまでもない。にもかかわらず、原告池田修一は、自身の責任を塩沢教授、A氏、TBS、厚労省に一方向的になすりつけているものであり、医師として研究者としてあるまじき無責任な対応であると言わざるを得ない。

原告池田修一は、本件各記事の記述が真実に反していると主張して本件訴訟を提起し、本件各記事の真実性を問題にしている。原告池田修一は、求釈明書（2）において被告村中璃子が提出を求める文書・データを保有し、あるいは、入手可能で

あり、これらの文書・データ（しかも、国民の税金を用いて作成されたものである）は上記真実性の有無に関連する証拠であること、また、求釈明書（２）記載の各求釈明事項に対し、本件研究の研究代表者として、また、本件成果発表会及び全国ネットのNEWS 23（TBSテレビ）で発表した本人として、容易に回答することができる立場にあることから、求釈明書（２）記載の各求釈明事項が本件訴訟の争点に関連性がある以上、求釈明書（２）に対し、個別具体的な回答をする訴訟上の義務があるというべきである。

よって、被告村中璃子は、原告池田修一に対し、速やかに被告村中璃子の平成28年12月26日付け求釈明書（２）に対する個別具体的な回答を行うこと、仮に回答を拒否する場合、個別の求釈明事項に応じ、拒否する具体的理由を明らかにするよう、強く求める。

以上